

在宅医療現場におけるハラスメント対策事業実施要綱

制定 令和6年4月1日付5保医医政第1304号

改正 令和7年4月1日付6保医医政第1701号

第1 目的

在宅医療現場における利用者や家族等から医療関係者へのハラスメント対策（以下「ハラスメント対策」という。）を行うことで、在宅医療現場の安全を確保し、安心して業務に従事できる環境を整えることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、本事業の円滑な実施のため、都は第3に定める事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

第3 事業内容

実施する事業は、次に掲げるものとする。

1 在宅医療ハラスメント相談窓口の運営等

都内で在宅医療に関する業務に従事する関係者に対し、以下の事業を実施する。

ア ハラスメント相談窓口の設置

在宅医療の利用者や家族からのハラスメントに関する専用の電話相談窓口を設置し、相談対応を実施する。

イ 法律相談窓口の設置

ハラスメントに関する法律相談窓口を設置し、弁護士による相談対応を実施する。

ウ ハラスメント対策研修の実施

在宅医療に関わる医療関係者等に対し、ハラスメント対策に関する研修を実施する。

エ その他、ハラスメント対策に資する取組

2 防犯機器等導入支援

ハラスメント対策として、都内医療機関に対し、セキュリティ確保に必要な防犯機器等の初度整備に係る経費を補助する。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。